

平成15年2月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

青梅市域に残存する後北条氏関係文書

後北条氏とは鎌倉時代の執権北条氏と区別するため小田原を本拠とした北条氏を称しています。後北条氏の治世は初代の早雲から氏綱、氏康、氏政、氏直の5代にわたり、約100年続いた戦国大名です。早雲が初めに伊豆、ついで相模に侵攻し、最後は関東の大半を領有しましたが、天正18年(1590)7月、豊臣秀吉によって滅ぼされました。後北条氏とその家臣らが発給した文書は、これまで4,800通余りが確認されていますが、そのうち青梅市域には、永禄5年(1562)6月20日、金剛寺に対し発給された「寺領安堵状」が初見で、以下、17通が今に伝わっています。

- (1) **寺領安堵状(天ヶ瀬町・金剛寺所蔵)** 永禄5年6月20日、北条氏照(氏政の弟)から金剛寺の寺領を以前のように寄進し、あわせて塩船寺と青梅両寺の門内不入の特権を与えるとした文書。(原文には青梅両寺と記載されているが、青梅市史には金剛寺および梅岩寺のこととある。)
- (2) **清戸三番衆状(和田町・和田家所蔵)** 永禄7年5月23日、北条氏照が三田氏の旧臣三田治部少輔ら41名を敵対関係にあった岩付城(岩槻市)の太田氏との境目に位置した清戸(所沢市の滝の城または清瀬市)番所の警固に三番衆として命じた文書。
- (3) **所領安堵状など5通(畑中・三田家所蔵)** ①所領安堵状は北条氏照から野口刑部丞に対して御嶽山籠城の軍功により本領を安堵し、合わせて小曾木郷代官所を前々の如く認めるとした文書。②北条氏が駒木野両分の農民に銭1貫400文を渡し漆の納入を命じた文書。③北条氏が平沢(埼玉県日高市)の農民に未進(滞納)している麦の納入を命じた文書。④北条氏家臣一雲※圓が野口助十に対し、小田原城参府中の情勢を知らせてきた書状。⑤北条氏家臣徳雲齊周日が野口氏に対し、滝山(八王子市)出仕のことや氏照への隨身を伝えてきた書状。(※印の箇所は文字判明できず)
- (4) **北条氏禁制状(成木・安楽寺所蔵)** 元亀元年(1570)10月25日、北条氏が奉行人埴和刑部丞に命じ、愛染院(安楽寺)に軍勢らが入り乱暴狼藉などの行為をした者(裏面につづく)

がいたら捕らえるか、その名を列記して通報すれば処罰するとした文書。

- (5) **鐘借用状（成木・安楽寺および長淵・玉泉寺所蔵）** 天正16年（1588）正月5日、北条氏照が愛染院（安楽寺）と玉泉寺に対して、豊臣秀吉との大戦に備え梵鐘の供出を命じ、戦いが終わり平和になったら改めて梵鐘を鑄造して寄進するとした文書。
- (6) **並木家文書6通（青梅市郷土博物館所蔵）** ①北条氏照が並木弥七郎に対し、小山城（栃木県小山市）への勤番等を命じた文書2通。②北条氏照が並木氏に急の出陣になるが軍法を遵守し、氏照の供をして小田原に参府するようにと命じた文書。新田氏あての同文書がもう1通あり。③北条氏照が荒田宮内に対し出陣の準備を知らせ、あわせて細々とした軍法を命じた文書。④北条氏照が川上権左衛門尉へ良質の紙を上納するよう命じた文書。
- (7) **入間川諸役免除の北条氏印判状（青梅市郷土博物館所蔵）** 北条氏が永禄7年（1564）9月20日から3か年間、入間川宿の諸役を免除するが、陣夫は差し出すよう命じた文書。（文責 大澤 清吾）